

概 要

1 本書の構成

総覧表

本表には、当年の報告結果を事件別、受理、既済及び未済の別に裁判所ごとに一覧できるように総件数を掲げるとともに、各事件の累年比較の諸表を収録した。

細別表

本表には、既済事件の集計結果を、事件の種類ごとに手続、実体両面にわたる内容について掲げてあり、事件数の重複を避けるために移送・回付によって終局した事件は含んでいない。

各事件の具体的範囲については、次のとおりである。

- (1) 「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助、婚姻費用分担（生活費又は婚姻中の養育費を含む。）、夫婦関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切を対象とする。
- (2) 「子の監護事件」とは、家事審判法9条1項乙類4号に掲げる事項のうち、子の養育費請求、面接交渉、子の引渡し、監護者の指定事件及び乙類8号に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求事件を対象とする。
- (3) 「遺産分割事件」とは、家事審判法9条1項乙類10号に掲げる事項のうち、民法907条2項による遺産の分割に関する事件を対象とする。
- (4) 「履行勧告事件」とは、家事審判法15条の5の履行勧告事件を、「履行命令事件」とは、家事審判法15条の6の履行命令事件を対象とする。

2 本書利用上の注意

- (1) 年次について断りのない表は、すべて平成12年に関するものである。
- (2) 各表の数値は、総務局編さんの次の資料による。
昭和24、25年は各年「民事・刑事・家庭事件一覧表」
昭和30、35、40、45、48年～平成11年は各年「司法統計年報3家事編」
- (3) 統計表の数値は、特に断りのない限り件数である。
- (4) 累年表のうち、その年の新受件数に前年の未済件数を加えたものからその年の既済件数を差し引いたものが、その年の未済事件数と符合しない箇所があるのは、前年の年報刊行後に数値の異同があったためである。また、各表の数値は、平成13年6月現在で司法統計年報として取りまとめた数値であり、刊行後、数値に異同訂正が生じることがある。
- (5) 本書に使用した符号
 - 該当数値のない（0件）場合
 - ... 不詳、表示省略又は調査対象外の場合